○議事日程

令和７年３月２１日（金）　第５日

第　１	会議録署名議員の指名について	
第　２	議案第　１号	岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例について
第　３	議案第　５号	岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第　４	議案第　７号	岐南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第　５	議案第　８号	岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について
第　６	議案第１０号	岐南町上下水道事業経営審議会設置条例について
第　７	議案第１６号	岐南町議会ハラスメント防止条例について
第　８	議案第２１号	令和７年度岐南町一般会計予算について
第　９	議案第２２号	令和７年度岐南町国民健康保険特別会計予算について
第１０	議案第２３号	令和７年度岐南町介護保険特別会計予算について
第１１	議案第２４号	令和７年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について
第１２	議案第２５号	令和７年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について
第１３	議案第２６号	令和７年度岐南町水道事業会計予算について
第１４	議案第２７号	令和７年度岐南町下水道事業会計予算について
第１５	議案第３０号	令和６年度岐南町一般会計補正予算について

◇

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◇

○出席議員　　１０　名

１　番	広　瀬　恵理子　君
２　番	加　藤　雅　浩　君
３　番	長谷川　　淳　君
４　番	村　山　博　司　君

５　番	松本暁大君
６　番	三宅祐司君
７　番	松原浩二君
８　番	櫻井　明君
９　番	渡邉憲司君
１０　番	木下美津子君

◇

○欠席議員　　なし

◇

○説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤友紀君
副町長	傍島敬隆君
教育長	野原弘康君
総務部長	堀塲康伸君
総合政策部長	安田　悟君
福祉部長	岩田恵司君
土木部長	井上哲也君
住民部長	小野木崇夫君
総務課長	服部貴司君
財政課長	記野雅之君
総合政策課長	摂田真広君

◇

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	三輪　学
書記	西脇信一郎

◇

開議

午前１０時００分　開議

○議長（櫻井　明君）　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

なお、本日の定例会に際し、報道関係のカメラ等の許可、撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

◇

第１　会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井　明君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において10番木下美津子議員、１番　広瀬恵理子議員の両名を指名します。

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

総務住民常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第　１号	岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第　５号	岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第　８号	岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について	原案のとおり可決すべきもの

令和７年３月２１日

総務住民常任委員会委員長　松本暁大

岐南町議会議長　櫻井　明様

―――――――――――――――◇―――――――――――――――

福祉土木常任委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第　７号	岐南町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例について	原案のとおり可決すべきもの
議案第１０号	岐南町上下水道事業経営審議会設置条例について	原案のとおり可決すべきもの

令和７年３月２１日

福祉土木常任委員会委員長　村山博司

岐南町議会議長　櫻井　明様

◇

予算特別委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたから、会議規則第72条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第２１号	令和７年度岐南町一般会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第２２号	令和７年度岐南町国民健康保険特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第２３号	令和７年度岐南町介護保険特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第２４号	令和７年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第２５号	令和７年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第２６号	令和７年度岐南町水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきもの
議案第２７号	令和７年度岐南町下水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきもの

令和７年３月２１日

予算特別委員会委員長　松原浩二

岐南町議会議長　櫻井　明様

◇

第２　議案第１号から第６　議案第１０号まで

○議長（櫻井　明君）　日程第２、議案第１号から日程第６、議案第10号までの５案件を一括して議題とします。

（議　案　掲　載　省　略）

○議長（櫻井　明君）　この５案件について、各常任委員会における審査の報告を求めます。

最初に、総務住民常任委員会委員長　松本暁大議員。

○総務住民常任委員会委員長（松本暁大君）　皆さん、おはようございます。

総務住民委員長の松本です。

それでは、付託されました案件について、報告のほうをさせていただきたいと思います。

今期定例会におきまして、総務住民常任委員会に付託されました案件につきましては、去る３月10日、委員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第１号　岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例についてを議題とし、審査に入りました。

初めに、委員から、本条例に前文を入れた理由はとの問いに、理事者側から、自治体のトップが起こしたハラスメント事案は非常に大きな社会問題となり、ハラスメント問題が組織に対してどれだけの影響を及ぼすのか、どれだけ町民に対して不利益となるのかを社会に問題提起した上で、一切のハラスメントの根絶を目指して、組織としてあるべき姿を宣言する意図を持って前文を置きましたとの答弁がありました。

次に、委員から、条例上のハラスメントの適用範囲はどこまでかとの問いに、理事者側から、ハラスメントの定義は、３つの法律に規定するもの、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントのほかに、基本的に受け手側が嫌だと感じたものについては対応していく考えですとの答弁がありました。

次に、委員から、上司等の指導が受け手側の判断でハラスメントになる懸念に対してはとの問いに、理事者側から、ハラスメントは受け手側の感じ方によるところが大きいので、適切な指導ができる研修をしていきますとの答弁がありました。

次に、行為者が議員の場合、町長が議会に申出し、議会が行う調査に協力しなければならないが、調査の実施主体はどこかとの問いに、理事者側から、行為者が議員の場合の調査主体は議会となりますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第５号　岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審査に入りました。

委員から、議会事務局長と会計管理者が７級から６級の課長級にしたのはなぜかとの問いに、理事者側から、組織の運営や人事戦略に基づくもので、組織全体の効率化や限られた予算の中で適切な人員配置を行うためですとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第８号　岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてを議題とし、審査に入りました。

初めに、委員から、手数料設定を排出量の抑制がより高い排出量多段階比例型でなく、単純比例型を選んだのはなぜかとの問いに、理事者側から、近隣市町と同様に、分かりやすさ、仕組みのシンプルさを優先しましたとの答弁がありました。

次に、委員から、金属、ガラス、瓦礫類は拠点回収以外の方法も検討したのかとの問いに、理事者側から、協議会において、近隣笠松町の状況を踏まえ、不燃ごみ袋を導入し、年に一、二回の回収など様々な検討を行いましたが、不燃物は拠点収集となりましたとの答弁がありました。

次に、委員から、粗大ごみは自宅まで取りに来てもらうことはできるのかとの問いに、理事者側から、現在、町のごみ回収業者が自宅まで引取りをしている仕組みを引き継ぐ運用を想定しています。なお、費用は、ごみ処理の手数料に加え、業者の運搬料が必要となりますとの答弁がありました。

また、委員から、拠点施設まで持っていけない高齢者などの対応についての考えはとの問いに、理事者側から、地域が見守って共助でごみ出しを手伝い合えるような仕組みに、町が有料化で得た資金を基に、補助をするなどを今後検討しますと答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（櫻井　明君）　続いて、福祉土木常任委員会委員長　村山博司議員。

○福祉土木常任委員会委員長（村山博司君）　福祉土木常任委員長　村山でございます。

今定例会におきまして、福祉土木常任委員会に審査を付託されました議案につきましては、去る３月10日、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の内容を含めまして、その結果をご報告いたします。

初めに、議案第７号　岐南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題として、質疑に入りました。

初めに、委員から、今回対象となる施設でこの基準に達していないところはあるのかとの問いに、理事者側から、実施を予定している施設については、この基準に全て達していますとの答弁がありました。

次に、委員から、受入れ人数に対する人員の確保はできているのかとの問いに、理事者側から、実施予定の施設はこの基準に合わせて準備を進めており、確保でき

る予定ですとの答弁がありました。

また、委員から、事業者側へ、運営開始までに制度の内容を理解し、実施してもらえるよう、町として配慮は何か考えたかとの問いに、理事者側から、現在までに事業者に対する説明会等の場を設けたほか、情報提供や保育現場における聞き取りも複数回実施するなど、各保育施設の実情に応じた実施方法の検討を行う配慮をしています。今後も引き続き保育施設からの意見の酌み上げ等を行い、実施方法の多様な可能性を考えながら、実施施設を増やせるよう働きかけていきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員から、利用する人への周知はどのようにしているのかとの問いに、理事者側から、今年度実施する際には、プレス発表、ＬＩＮＥ、広報紙を活用していきますとの答弁がありました。

その後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第10号　岐南町上下水道事業経営審議会設置条例についてを議題とし、質疑に入りました。

初めに、委員から、審議会の委員に議会代表を入れる考えはないのかとの問いに、理事者側から、委員に議会代表枠を設けないのは、上下水道事業の料金改定に際し、できるだけ多様な意見を取り入れたいと考えたのが理由の一つです。また、審議会の先には議決がありますので、議会の場で議員として審議を重ねるほうが、今回の場合、より適切ではないかと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、下水道使用料を供用開始以降、見直しを行っていなかった理由はとの問いに、理事者側から、下水道事業が令和２年度に特別会計から公営企業会計に移行し、収支の状況が明確に分かるようになったことから、収支バランス改善のため見直しを行う必要が生じており、審議会にて、この先を見据えて検討していただきたいと考えていますとの答弁がありました。

その他質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（櫻井　明君）　以上で委員長報告は終わりました。

最初に、議案第１号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（櫻井　明君）　質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第１号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第１号を委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第１号　岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（櫻井　明君）　質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第５号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第５号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第５号　岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（櫻井　明君）　質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第７号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第７号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第７号　岐南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第８号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（櫻井　明君）　質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第８号について、委員長報告は原案を可決するものであります。

議案第８号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第８号　岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について、委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（櫻井　明君）　質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第10号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第10号　岐南町上下水道事業経営審議会設置条例については原案のとおり可決されました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

第７　議案第１６号

○議長（櫻井　明君）　次に、日程第７、議案第16号　岐南町議会ハラスメント防止条例についてを議題とします。

―――――――――――――――――――――――――――――

（議　案　掲　載　省　略）

○議長（櫻井　明君）　本案件については、既に説明及び質疑が終わっております。

先ほど本案件について修正動議が提出されましたので、ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは協議会室へお集まりください。

午前１０時１７分　休憩

午前１０時５８分　再開

○議長（櫻井　明君）　休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま２番　加藤議員から、本案に対して修正の動議が会議規則第16条に基づき提出されました。

なお、地方自治法第115条の３の規定により、この動議は成立いたしておりますので、修正案はお手元に配付申し上げたとおりであります。

これより提出者の説明を求めます。

２番　加藤雅浩議員。

○２番（加藤雅浩君）　２番議員　加藤でございます。

今回、議案第16号　岐南町議会ハラスメント防止条例に対する修正の動議を、地方自治法第115条の３及び会議規則第16条の規定により、提出をいたしたものでございます。

提案内容の説明につきましては、今回提出されました岐南町議会ハラスメント防止条例の条文中に、定義の範囲と広範性、さらには申立て、調査手続の不明確さ、議長、それから委員会の権限と独立性、そして公表措置とプライバシー保護のバランス、そして防止措置、研修の具体性の不足というような課題がございます。こうした条文中の曖昧な点に関しまして、さきに行われました質疑において、原案の提出者より答弁があった部分についてを加筆の上、修正をしたものでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（櫻井　明君）　ただいまの修正案の説明について、質疑をお受けします。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（櫻井　明君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。これより討論に入りますが、討論は、議案第16号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井　明君）　異議なしと認めます。よって、討論は、議案第16号の原案に対

するものと修正案に対するものを一括して行います。

これより討論を許します。

初めに、原案に賛成、修正案に反対の討論はございませんか。

６番　三宅祐司議員。

原案に賛成、修正案に反対のご意見であります。

○６番（三宅祐司君）　６番議員　三宅でございます。

修正動議に反対する立場で討論いたします。

今回の条例制定につきましては、十分でないという部分があるといたしましても、まずは迅速に施行し、その後に改善していくという方針の下で進められてまいりました。したがって、現段階の修正には反対いたします。

しかしながら、加藤議員の修正案については、よりよい条例にするための貴重なご意見として真摯に受け止めるべきものと考えますが、拙速な見直しではなく、今後の議論において冷静かつ建設的な意見交換を行い、より実効性のある条件にしていくべきというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井　明君）　次に、修正案に賛成、原案に反対の討論をお受けします。ございませんか。

加藤議員。

〔「議長、提出者の討論って」との声あり〕

○議長（櫻井　明君）　ちょっと待って。

失礼しました。再開いたします。

では、修正案に賛成、原案に反対の加藤議員、討論をお受けします。どうぞ。

○２番（加藤雅浩君）　２番　加藤議員です。

原案に反対、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

今、何で修正案の提案者が討論に立っておるんだというような疑問を持たれる方もあると思うんですけど、議会の進め方で、本来であれば修正案が出されたときに議運を開いて、議運で議事日程にこの修正案を追加して、修正案についてまず先に審議をすべきなんですよね。そこについて質疑、討論をして、本来であれば、原案と修正案があれば、修正案、原案に遠いほうから順番にして、そういった質疑、討論をして、修正案についての採決をした後に原案のほうの討論をして採決をするということなんですけど、前回、松本議員が修正案を出されたときにこのやり方をしてしまったので、同じ議会の中で違うやり方をしていくのはどうかというところで、恐らく議会、議長、事務局長の判断でこういった形になっているので、おかしいなというふうに感じられると思うところなんですけど、あくまでも原案に対して反対という立場で討論をさせ

ていただくと、本来であれば別でできるはずのところなので、権利としてやらせていただくというところでございます。

原案に反対する理由につきましては、先ほど協議会室の中でもお話をしました。お話をしましたが、協議会室の中のことなので、傍聴、報道の方は分からない部分もあるかと思いますので、改めてお話をさせていただきますと、今回、この原案が出された経緯としましては、さきの前町長によるハラスメント事案を受けて、行政がハラスメント防止条例を出すということと同時に、議会も歩調を合わせて出すというようなことで動き出したというふうに聞いております。その後、私が議員に戻ってきてから、４月に戻ってきてから、本当に数か月時間はあったわけなんですが、その間にそのことについて特に議論もなく、10月の終わりぐらいでしたかね、研修が一度あったきり、年末の12月の議会の最終日にようやくこのことについてどうするんだという話で、年明けすぐに議論を始めたと。

行政のほうは、委員会の質疑の中でもお答えをいただきましたが、41日間、六十何時間、しっかりこの提出する行政の条例についての議論がなされておりましたけれども、今回この議会が提出するこの条例についての審議時間、日数でいくと、全体として話をしたのはおおよそ４日程度、時間にしても10時間程度ということで、かなり少ない。

そして、原案が出されたという、出されている原案についても、もともとは職員がつくってくれたものをたたき台にして議論が進められてきました。職員がつくったものでありますので、選挙で選ばれた議員に対して処分を下すというような内容であるとか、議会の中の細かな決め事については、職員が提案するたたき台としては、そこは議会で決めてくださいよという状態で出されてきているわけなんですよね。そこの内容について、議会の中でしっかりとした議論もされずに、原案に対して、法令審査にかけるまでほぼ無修正の状態で出しているというのが今の原案の状態です。

さすがにその状態で、幾ら後で見直せばいいと言いながらも、ハラスメントの条例を制定していくということについては、ちょっと議会の対応としては無責任なんじゃないかということもありましたので、今回、提案者に対して、さきに行われました質疑において不明確な点について質疑をさせていただいて、その答弁をいただいた内容を基に修正部分を加筆したもの、より原案からは議会として話した内容が付け加えられた、より具体的な内容に深化しているという部分もあろうかと思います。

ただ、この修正案については、そういった経緯も踏まえて、私が１人で出しているものなので、皆さんでそうした、一語一句どうだということが話し合われたものではございませんので、じゃあこの修正案が必ずしも正しいかと言われれば、そこは皆さ

んで、きちっとこの議会をもって判断していただければよろしいかと思いますけれども、少なくとも今の原案について、後で修正すればいいというような考え方であるとするならば、じゃあその前にちゃんと話をして、原案を煮詰めた状態で出すべきだというふうに私は考えておりますし、そうしたものに対して無責任に反対をするということではなくて、きちっとした形として修正をさせていただいた上で、議論の土台として皆さんにご提案するものでございますので、どうぞ、原案については反対ということで討論をさせていただいておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井　明君）　次に、原案に賛成、修正案に反対の方、お見えでしたら頂戴します。

３番　長谷川　淳議員。

○３番（長谷川　淳君）　３番議員　長谷川でございます。

議長のお許しをいただきましたので、修正案に反対、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

加藤議員から、今回、修正議案が出されましたが、提案された理由等、その気持ちというのは、私は理解はできます。といいますのも、私も昨年９月に櫻井議長が、議長は１年任期なんで、改選されたときに、議長ないし事務局には、ハラスメント条例を３月、行政と一緒に出すのであれば、早めに手を打たないともう時間絶対ないですよということは、もう何回もお話をさせていただきました。その中で、ようやく12月末から、12月に話合いがあって、１月に総務常任委員会がようやく開かれてというところで、スピード感が本当にないなというのは思ってはいたんですが、その後、何回か会議を重ねて、私は、個人的にはもう、他市町の条例等を結構見まして、自分の納得いかないところは最後まで突き詰めて質問をさせていただいて、行政ないし事務局、事務局長のほうから回答があったので、私個人的には、もう今の原案のほうで問題は基本的にはないのかなあという認識でいました。

ただ、今回、加藤議員が出された修正動議のほう、議案のほうを見ると、確かにちょっとこの言葉遣いのほうが分かりやすいなとか、ガイドラインが参考資料とかでついていますけど、こういうことまで書かれているというところで、非常に重要なことかなとも思いますので、この原案が可決したすぐ、やはりガイドラインの策定のほうもすぐしなければいけないという議長のお話でしたので、そのときにこの修正案の言葉尻の修正案をベースにみんなで話し合っていければいいかなという思いですので、原案のほうに賛成の立場で賛成討論をさせていただきました。以上です。

○議長（櫻井　明君）　続きまして、修正案に賛成、原案に反対の方がお見えでしょうか。ありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　ほかに討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。これより採決に入ります。採決は、修正案に対する採決を先に行います。その後、原案について採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井　明君）　ご異議なしと認めます。よって、採決は、修正案に対する採決を行います。その後、原案についての採決を行うことといたします。

それではまず、修正案について採決をいたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立少数、１であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立多数であります。よって、議案第16号　岐南町議会ハラスメント防止条例については原案のとおり可決されました。

◇

第８　議案第２１号から第１４　議案第２７号まで

○議長（櫻井　明君）　次に、日程第８、議案第21号から日程第14、議案第27号までの７案件を一括して議題とします。

（議　案　掲　載　省　略）

○議長（櫻井　明君）　この７案件について、予算特別委員会における審査の報告を求めます。

予算特別委員会委員長　松原浩二議員。

○予算特別委員会委員長（松原浩二君）　予算特別委員会委員長　松原でございます。

報告をさせていただきます。

今期定例会におきまして、予算特別委員会に議案を付託されました案件につきましては、去る３月５日、６日に、委員全員と町長以下関係理事者の出席を得まして委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の主な内容を含めまして、その結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第21号　令和７年度岐南町一般会計予算についてを議題とし、質疑に

入りました。

最初に、総務部、総合政策部関係について質疑を行いました。

委員から、現在、ごみ袋の販売を商工会に委託しているが、ごみの有料化を行うに当たり、今後の販売は従前の流れを引き継ぐのか、違う形で選定をしていくのかとの問いに、理事者側から、現時点では商工会と協議を進めておりますが、廃棄物処理対策協議会の提言書におきまして指定ごみ袋の販売、購入場所の拡充を求められておりますので、協議の結果次第では、別の販売方法を検討する必要がございますとの答弁がありました。

次に、委員から、収入のごみ袋の販売手数料というのは、どの部分が町の収入となるのかとの問いに、理事者側から、現在は、指定ごみ袋販売差益10枚約40円が町の収入ですが、有料化が開始しますと、ごみ処理手数料１枚50円が町の手数料収入となりますとの答弁がありました。

次に、委員から、公共交通のあり方を考える住民ワークショップの目的と具体的な内容はとの問いに、理事者側から、これは、岐阜大学との包括連携協定による学官連携事業で、本町の公共交通を住民が主体的に考える機会を設け、コミバス・コミタク事業に対する住民の評価、公共交通のニーズを把握するためのものです。実施方法は、岐阜大学地域協学センターの教員をファシリテーターとして、各小学校区で１回、約40人の住民グループに分かれ、計３回開催するものですとの答弁がありました。

次に、委員から、職員資格等取得助成金は会計年度任用職員も対象かとの問いに、理事者側から、職員の資格取得助成事業は、住民サービスの質の向上に向けた職員のスキルアップが目的で、正職員、会計年度任用職員問わず対象としていますとの答弁がありました。

次に、委員から、マイパーパスを策定しているほかの自治体はあるのか、また策定する必要があるのかとの問いに、理事者側から、長野県、宮崎市で導入しています。また、マイパーパスを策定することは、職員の成長や組織の発展につながり、人材育成や内部統制の構築が見込まれますとの答弁がありました。

次に、委員から、電子決済システム導入において、ペーパーレス化の推進や事務の効率化のため、過去の書類などを電子化する考えはとの問いに、理事者側から、保管書類は非常に膨大な量であり、電子化には最低でも数千万円規模の費用等が見込まれますので、電子決済システムの導入に合わせて検討しますとの答弁がありました。

次に、委員から、ＳＮＳを活用した情報発信強化事業の知見のある業者とは、またティックトックの導入はとの問いに、理事者側から、知見のある事業者とは、ＳＮＳを活用した情報発信を主な事業としている事業者です。また、ティックトックは、若

年層の利用率が高いＳＮＳで、魅力的なサービスでありますが、まずは本事業によって既存のサービスの充実を図りながら、有効活用を同時に考えますとの答弁がありました。

また、委員から、ＳＮＳ事業の町のマネタイズはどこに据えているのかとの問いに、理事者側から、現状の公式ＳＮＳにおける情報発信のコンテンツのクオリティーを上げること、また町が持つ魅力を内外に向けて高いクオリティーで発信することで、町自体の評価を高めていくことですとの答弁がありました。

次に、委員から、町政ガイドブックの配付や設置場所など、その活用方法はとの問いに、理事者側から、町政ガイドブックは、全世帯、転入者に配付するとともに、県内外の住宅展示場に設置します。町ホームページに掲載し、岐阜県人会など都市圏で町長がトップセールスする機会があれば、積極的に活用しますとの答弁がありました。

次に、委員から、市町村アカデミーの研修など、職員研修の利用実績はとの問いに、理事者側から、市町村アカデミーの研修は、現在行っておりません。そのほか研修として、実務研修ＮＯＭＡの実績は、過去３年間の執行額として、令和４年度11万9,000円、令和５年度27万7,000円、今年度は、現在39万6,000円の予算を執行しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、自治会絆づくり交付金の自治会の負担は、また上限の枠まで使い切っている自治会はとの問いに、理事者側から、この制度が自治会役員の負担になっている部分は理解していますが、一方、活用している自治会もあり、事業自体の見直しを含めて、在り方を慎重に検討していきます。また、昨年度は、34自治会のうち７自治会に限度額までの補助をしましたとの答弁がありました。

次に、委員から、若年者就職祝い金支給事業補助金が減った理由と今後の課題はとの問いに、理事者側から、令和６年度までの実績により、200万円から40万円に減額しました。商工会事業であり、会員内で制度の周知はされていますが、改めて制度の見直しなど検討していきますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、住民部関係について質疑を行いました。

初めに、委員から、ネットワーク回線の工事で課題である通信速度は解消されるのかとの問いに、理事者側から、事前に調査等を行い、集約型から各校分散型に改修することにより、通信速度の解消ができるものと確認していますとの答弁がありました。

次に、委員から、更新する児童・生徒用のＧＩＧＡスクールタブレットは教育機関専用か、また使用後は自治会などへの転用が可能かとの問いに、理事者側から、更新するタブレットは、教育機関専用ではないｉＰａｄです。また、５年間のリース終了後は業者へ返却となるため、転用はできませんとの答弁がありました。

次に、委員から、タブレット端末を教育の文房具として使う観点からの考え方はとの問いに、理事者側から、県の共同調達において、ｉＰａｄを羽島郡は選択しました。その理由は、教育分野で使用できるアプリが多いことや使い勝手がよいことなど、支援員と様々な関係者と議論した上で、今の実態に合ったものを選択しましたとの答弁がありました。

また、委員から、タブレット端末に入れるソフトやアプリはとの問いに、理事者側から、ｉＰａｄに追加する有料アプリは、学習ソフトではロイロノート、ＡＩドリルを予定しておりますとの答弁がありました。

次に、委員から、子ども見守り支援事業は、現在の安心システムを廃止して、総合的に児童の安全性は高まるのかとの問いに、理事者側から、現在のシステムは各センサーの定点ポイントのみであり、今回導入しようとするものは、特定地点の到着、出発やリアルタイムでの経路確認ができる機能を備えているため、より安心感につながるものと考えていますとの答弁がありました。

また、委員から、子ども見守り支援事業の登録事業者や機器及び月額利用料などの詳細はとの問いに、理事者側から、登録事業者は４月に募集し、岐阜市と同程度を予定しています。機器については、充電式となり、１回の充電で約１か月から２か月はもつものです。保護者の月額利用料は約428円から550円を想定していますとの答弁がありました。

次に、委員から、図書館費の光熱費が昨年度より約100万円減額した理由はとの問いに、理事者側から、令和５年度に図書館の全館空調を灯油型から電気型に更新し、令和６年度は机上の算出予算でありましたが、令和７年度は、６年度の実績を基に算出した結果、減額していますとの答弁がありました。

次に、委員から、部活動、クラブ活動のクラブ化が進んでいる中で、今後、中体連はどうなるのか、また部活動のクラブ化を進める中で課題となっていることはとの問いに、理事者側から、現在、県大会のレベルでは中体連は継続予定ですが、９競技で、９つの競技ですね、全国大会の中止や、残りのほかの競技も規模を縮小する中、今後変化していくこともあります。また、クラブ化を進める今後の課題は、指導者の確保やそれに伴う費用などと地域移行を統括する運営団体の設立や整備ですとの答弁がありました。

次に、委員から、各小学校、中学校の要保護、準要保護の児童・生徒の学校ごとの割合は、近隣と比べどの程度かとの問いに、理事者側から、東小学校9.7％、西小学校が8.6％、北小学校が11.9％、中学校が13.8％、町全体で11.13％になり、近隣では、岐阜市が15.65％ですとの答弁がありました。

その他の質疑の後、福祉部関係について質疑を行いました。

初めに、委員から、通いの場等一般介護予防評価システム構築事業について、サロン参加者と非参加者の比較検討方法は、またどのようにサロン参加を促していくのかとの問いに、理事者側から、当システムの導入により、参加者の体力測定のデータや基本チェックリストに関するデータ等を経年で蓄積し、効果を分析評価することで町における健康課題を整理し、介護予防施策へとつなげることができると考えています。データの分析は、23都道府県、66保険者、75市町村の26万人分のデータを保有しているＪＡＧＥＳ、日本老年学的評価研究機構というものですね、に委託する予定となっています。また、サロン参加を促すため、高齢者向けのサロンや講座の開催日が確認できるカレンダーを毎月作成しており、地域包括支援センターの職員が中心となって啓発に努めるほか、実際にサロン参加者の介護予防効果を見える化し、参加者が効果を実感できることで、継続的に参加していただける方や、その口コミでサロン参加者が増えることが期待されていますとの答弁がありました。

次に、委員から、在宅高齢者紙おむつ等購入助成金について、対象を要介護４以上にした理由はとの問いに、理事者側から、日常的におむつを必要とする方は要介護４以上の方が大半であると考えており、限られた予算の中で特に必要とされる方へという思いから、対象者を介護度４以上と決定しました。なお、ほかの実施自治体の多くも介護４以上を対象としていますとの答弁がありました。

また、委員から、助成申請が毎年必要となるのはなぜか、また購入券送付を年４回行う理由はとの問いに、理事者側から、介護認定には有効期間があり、介護度が随時見直されていることや、対象者の体調の変化により受けられる介護サービスも変わるため、年度ごとの申請及び決定が必要だと考えています。購入券を３か月ごと、年４回に分けて送付する理由は、年度途中で施設入所となる場合や万が一亡くなられた場合に未使用の購入券を返還する必要が生じることから、適切な期間の購入券を届けるという趣旨もあり、年４回に分けて送付することにしましたとの答弁がありました。

また、委員から、この助成の対象となる品目は何か、また購入券を使用できる場所はどこかとの問いに、理事者側から、対象品目は、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、お尻拭き、介護用防水シーツの５品目としています。購入券は、年度を四半期に分けて送付し、最大で年３万円の助成を行うもので、指定販売店についてはこれから契約となりますが、その中で指定店が自宅へ介護用品を届けることが可能になれば、自宅で介護用品と引換えに購入券を事業者へ渡すことも考えていますとの答弁がありました。

また、委員から、当事業に所得制限が設けられている理由は、またその制限額は幾

らかとの問いに、理事者側から、経済的負担感が強い方を対象と捉えていることから、所得要件を設定しています。所得金額を定めているわけではなく、市町村民税が非課税の世帯であることが条件として入っています。ただし、今回が実施初年度であることから、今後の状況を見据えて、対象枠については見直しをかけながら進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、サンデー健診からサンキュー健診へと名称を改めた意図はとの問いに、理事者側から、実施予定日が日曜日２回と平日に１回となっており、全てが日曜日でないことや、39歳以下の健診であると分かりやすいこと、またピロリ菌検査を希望追加検査項目とし、新たな事業として始めること、さらにありがとう、サンキューですね、の意味を含めることで、サンキュー健診と名称を改めましたとの答弁がありました。

また、委員から、この健診にピロリ菌検査を加えた理由はとの問いに、理事者側から、令和７年度から中学２年生のピロリ菌検査を廃止し、サンキュー健診での希望追加検査項目にしていますが、中学生という成長段階においてはピロリ菌検査の必要性が低下しているとの見解が広がっている一方、19歳から39歳の世代につきまして、生活習慣病やメンタルヘルスの問題が顕在化しやすい時期であり、定期的な健康診断による早期発見、早期治療が求められていることから、サンキュー健診にピロリ菌検査の希望追加検査項目を設けることにより、生活習慣病のリスク評価を行うことが可能となり、健康状態を総合的に把握し、必要な対策を講じることができるようになると考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、学童保育運営費が増額となった要因はとの問いに、理事者側から、令和７年度から９年度までの３年間を契約期間とする学童保育委託の初年度となり、委託の内容の見直しをしたことによる人件費の上昇を見込んだこと、また別立てしていた障害児等に係る加配職員の委託をこの中に含んだことが要因となっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、出産・子育て応援事業が母子衛生費から児童福祉総務費に科目変更となった理由は、また予算が大幅に増額となっているが、内容に何か変更があったのかとの問いに、理事者側から、法改正により、子ども・子育て支援法と児童福祉法に基づく事業となり、衛生費から民生費へ科目を変更しています。内容については、妊娠届出時と出産時にそれぞれ５万円相当の給付を行う事業となりますが、現在、ギフトとして５万円相当分の品物と交換することになっているものが、令和７年度から現金給付へと変更になります。現在ギフトポイントとして受給している方は、令和７年度中に残りのポイントを利用する必要があります。そのため、現金給付と合わせた

予算になることから増額となっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、医療的ケア児保育支援事業について、対象となる施設の選定方法とその理由はとの問いに、理事者側から、実施の申出が事業所のほうからあり、町としても、体制整備の観点から、その申出を受け入れました。法において、地方公共団体は、この事業に関し、必要な措置を講ずるよう努力義務が定められており、ほかの施設についても必要であると考えていることから、施設側の準備が整い次第、同様に対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員から、高校生医療費の無償化について、一般的に多く広がってきたのであれば、財政的な負担も考慮すると、町単独ではなく、県の事業として進めていくよう働きかけていく考えはあるのかとの問いに、理事者側から、既に県や町村会を通じ、県の制度下において、対象を18歳の年度末とした上で、自己負担なし、所得制限なしの子供医療費の完全無料化の実現を強く求める旨の要望書は出しています。来年度から県内全市町村でこの事業が実施されることから、今後もその要望書の実現のため、働きかけを継続していきたいと考えていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、土木部関係について質疑を行いました。

初めに、委員から、新所平島線の令和７年度に予定されている工事の内容は、また長期にわたる工事のため、近隣住民や通行者に進捗状況や完成イメージの周知を図る考えはとの問いに、理事者側から、県道深沼踏切を迂回する仮踏切工事が進行しており、現在は既設の踏切の撤去を実施しています。今後、アンダーパス工事の施工に当たり、仮施工の準備にかかる予定です。周知については、ホームページ等を活用し工事の進捗状況をお知らせするとともに、工事現場においてもイメージパースを掲げ、事業進捗の周知に努めてまいりますとの答弁がありました。

次に、委員から、橋梁点検業務委託料の対象となる橋梁数と点検周期はどのようになっているのかとの問いに、理事者側から、岐南町が管理している橋梁の数は185橋あります。点検は、５年をワンサイクルとして行っており、令和７年度点検対象の橋梁数は70橋ですとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第22号　令和７年度岐南町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

初めに、委員から、国保加入者の割合が多い自治体ほど一般会計から繰入額が多くなるという認識でいいのか、もしそうであれば、町として何か対策できることはあるのかとの問いに、理事者側から、国保加入者が多い自治体ほど事業規模が大きくなるため、県への納付金等も増えることから、一般会計からの繰入額も増加します。国保

の健全運営に向け、病気の早期発見、早期治療につながる施策のほか、健康意識向上による医療費の抑制対策に取り組んでいきますとの答弁がありました。

次に、委員から、国民健康保険税が微減となっている要因と今後も見込まれる加入者減少への対応をどう考えているのかとの問いに、理事者側から、後期高齢者医療への移行、社会保険の加入要件の緩和などの影響があり、加入者が減少していることが主な原因となっています。加入者の減少に伴う事業規模の縮小化は避けられない状況になっていることから、既存の補助金、交付金などを有効に活用するほか、医療費の抑制を図り、健全運営に努めていきますとの答弁がありました。

また、委員から、高額療養費の上限額引上げが、新年度の予算において、１人当たりの保険税にどの程度の影響を与えるのかとの問いに、理事者側から、令和７年１月時点の推計で、県全体で令和７年度の保険給付費は0.21％、金額で3.2億円減少すると見込まれていますが、今後の動静においては推計どおりに減少しない可能性もあることから、現時点では推計できない状況となっていますとの答弁がありました。

その後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第23号　令和７年度岐南町介護保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第24号　令和７年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

特に質疑はなく、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第25号　令和７年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

初めに、委員から、学校スイミングインストラクターの実績と来年度の予算はとの問いに、理事者側から、スイミングインストラクター派遣事業は、小学生３・４年生を対象に実施しました。児童、教員のアンケート結果は大変好評でしたので、令和７年度は、委託料として拡充し行う予定ですとの答弁がありました。

次に、委員から、町内の小・中学校間のネットワークや笠松町の学校との接続ができているのかとの問いに、理事者側から、現在、岐南町内の小学校、中学校で接続はできていますが、この事業で笠松との接続をし、岐南中、笠松中の生徒会同士でマイクロソフトＴｅａｍｓがふだんからできるようにするものですとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第26号　令和７年度岐南町水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

初めに、委員から、上水道の漏水対策はどのようになっているのかとの問いに、理事者側から、町内を４分割し、毎年漏水調査を行っています。現在、有収率が約80％あり、効果が出ていると考えていますとの答弁がありました。

その後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

次に、議案第27号　令和７年度岐南町下水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

初めに、委員から、マンホールの耐震化工事の対象となるマンホールと、その基準はとの問いに、理事者側から、埋設されている場所が重要な幹線道路、緊急輸送路、拠点避難所を結ぶ管であるかなどの基準があり、その中で、評価項目と重要度から耐震化の優先度を設定しています。マンホールの総数は昨年度末現在で4,844基あり、うち対象となるマンホールは324基、耐震化工事が完了したものが12基となっていますとの答弁がありました。

次に、委員から、町内で、埼玉県での陥没事故ほどではないにせよ、陥没が起こりそうな箇所はないのかとの問いに、理事者側から、埼玉県での事故を受け、緊急パトロールを行い、陥没や亀裂等の確認を行ったほか、町内で一番古い箇所についてはマンホール内の点検を行い、安全を確認しています。なお、県でも緊急点検を実施しており、異常はなかったとの報告を受けていますとの答弁がありました。

次に、委員から、キャッシュフロー計算書において、当年度純利益が令和７年度はマイナス4,780万となっているが、どういった要因かとの問いに、理事者側から、一般会計から繰り入れる繰入金のうち、基準外繰入れが令和７年度は見込めないことや、下水道使用料が低いこと等、支出に対し収入が低いことが要因となっています。今後、経営審議会を設置し、見直しを図っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

その他の質疑の後、採決したところ、賛成全員で原案どおり可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（櫻井　明君）　以上で委員長報告が終わりました。

お諮りします。本来であれば、順次委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うわけでございますが、この予算特別委員会の委員は全議員であることから、委員長報告に対する質疑は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（櫻井　明君）　ご異議なしと認めます。それでは、委員長報告に対する質疑は省略します。

最初に、議案第21号について討論を許します。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第21号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第21号　令和７年度岐南町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を許します。討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第22号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第22号　令和７年度岐南町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を許します。討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第23号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第23号　令和７年度岐南町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を許します。討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第24号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第24号　令和７年度岐南町

後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を許します。討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結し、これより採決いたします。議案第25号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第25号　令和７年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を許します。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結し、これより採決いたします。議案第26号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第26号　令和７年度岐南町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を許します。討論はございませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結し、これより採決します。議案第27号について、委員長報告は原案を可決とするものであります。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第27号　令和７年度岐南町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◇

第１５　議案第３０号

○議長（櫻井　明君）　次に、日程第15、議案第30号を議題とします。

（議　案　掲　載　省　略）

○議長（櫻井　明君）　この案件に対する提出者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君）　議案第30号　令和６年度岐南町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、第１条、繰越明許費の補正におきまして、公平委員会審査請求に係る顧問弁護士委託、固定資産税の課税誤りに係る還付金及び還付加算金、総合健康福祉センター非常用発電機修繕につきまして、年度内での事業完了が見込めないため、予算を繰り越して執行できるよう計上いたすものでございます。以上でございます。

○議長（櫻井　明君）　以上で説明は終わりました。

議案第30号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（質　疑　な　し）

○議長（櫻井　明君）　質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討　論　な　し）

○議長（櫻井　明君）　討論がないようですから、これをもって討論を終結し、これより採決いたします。議案第30号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛　成　者　起　立）

○議長（櫻井　明君）　起立全員であります。よって、議案第30号　令和６年度岐南町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

―――――――――――――◇―――――――――――――

閉議閉会

○議長（櫻井　明君）　以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議はこれをもって閉じ、2025年（令和７年）第１回定例会を閉会します。

午前１１時５３分　閉会

―――――――――――――◇―――――――――――――

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長　　櫻　井　　明

岐南町議会議員　　木　下　美津子

岐南町議会議員　　広　瀬　恵理子